

平成26年度鳥取県農業農村担い手育成機構 事業計画

I 組織運営について

1. 基本方針

- (1) 将来を展望し得るよう、担い手の生産コストの低減と経営の体質強化のための農業構造の実現に向け、平成26年度から農地利用の効率化等の促進を図るための事業を行う法人として、県から農地中間管理機構の指定を受け、県が策定する基本方針に従い事業を開始する。
- (2) 従前から行っている、就農相談、アグリスタート研修支援事業等による新規就農者の確保・育成等に関する業務の充実を図るとともに、農地中間管理事業等との一体的な運営を進める。

2. 組織体制の整備

- (1) 農地中間管理事業実施に向け、県が新たに積み立てた鳥取県農業構造改革支援基金を財源に、体制を充実強化して事業を実施する。
- (2) 各地域と担い手農家のニーズに対し、主体的かつ機動的に対応するため、従前の本所・支所体制から、鳥取と米子それぞれに本部を設置し組織の再編を行う。
- (3) 県から常務1名と事業担当1名の職員派遣を受ける。さらに、JA に業務の一部を委託し中部と西部に駐在員を配し、人員体制の強化を図る。

Ⅱ 農地業務に関すること

1. 基本的な方針

- (1) 農地中間管理機構として県から指定を受け、県知事が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に従って事業を実施する。
- (2) 10年後の農業構造を展望し、担い手の経営の体質強化と担い手が利用する農地の集積割合を現状の2割から5割に高めることを目指す。
- (3) 地域内の分散錯圃を整理し、作目別の団地化を進め、担い手の生産コストの削減のために農地集積と農地利用の集約化を図ることとし、既往の貸借契約を解約して機構が借入れたり、規模縮小農家等から新たに農地を借入れ、場合によっては中間管理と条件整備を行いながら、地域農業の中心経営体などの担い手へ貸付けする業務を市町村や農業委員会、JA等と連携して実施する。

2. 農地中間管理事業

(1) 事業の実施方法

- ① 市町村は法律第26条の定める地域の農業者等との意見交換を行い、借受け希望者のニーズを把握し、地域との調和に配慮し、担い手のための農地中間管理事業の実施を検討する。
- ② 市町村は人・農地プランの成熟化に取り組み、話し合いによる担い手の明確化と出し手の意向調査を行う。
- ③ 中間管理事業の業務の一部を市町村等へ委託し、農業委員会の協力を得て、関係機関と連携を密にして行う。
- ④ 借受け希望者は機構が公募し、その内容をリスト化し公表する。
- ⑤ 機構は、機構が定める鳥取県農業農村担い手育成機構農地中間管理事業規程により農地中間管理権の取得(農地の借入れ)を行う。
- ⑥ 農地中間管理権を取得した中間保有を必要とする農地は、機構が保全管理及び賃料の支払いを行う。
- ⑦ 貸付予定農家が農地の利用条件改善を希望する時、または、利用条件改善をする事で、担い手農家への貸付けが見込まれる場合は、機構が条件整備を行う。
- ⑧ 機構は、市町村が農業委員会の意見を聞いて作成する、農用地利用配分計画案をもとに農用地利用配分計画を決定し、知事の公告縦覧を経て担い手農家へ農地の貸付けを行う。

(2) 農地中間管理事業業務費

【予算額 314,431 千円 (310,794 千円 国 7/10・県 3/10、3,637 千円 機構単独)】

ア 事業運営費 【予算額 47,028 千円(43,391 千円 国 7/10、県 3/10、3,637 千円 機構単独)】
機構本体が事業に取り組むための経費。

No.	項目	内容	予算額
1	人件費	本部職員及び駐在員の人件費。(15名) ※増員 ①県派遣2名(鳥取本部、米子本部) ②駐在員5名(中部2名、西部3名)	35,420 千円
2	事務費	○公募による借受け希望者の募集。 ○農用地利用配分計画の作成。 ○農業者及び農地のデータベースの管理及び賃料等の支払い業務。	11,508 千円
3	評価委員会開催費	事業を中立公正に判断するため評価委員会を開催。	100 千円

イ 業務委託費 【予算額 71,338 千円(国 7/10、県 3/10)】

業務の一部を市町村等へ委託し、農業者との契約の調整及び交渉、利用配分計画案の作成等、関係者が連携し総力をあげて効率的かつ効果的に事業を実施する。

市町村への配分計画

ウ 借受農地管理等事業費 【予算額 196,065 千円 国 8.15/10、県 1.85/10】

- ①当面借り手のいない農地は、国と県の補助を受け賃借料及び管理費等を機構が支払う。
- ②また、利用条件の改善を行えば貸付けが確実に行われると見込まれる場合、条件整備を行う。
- ③鳥取県の平成 26 年度目標面積を 1,100ha とし、その半分の面積について、2～3年中間保有し、その間の管理等を行う積算で予算が配分されている。

(3) 農地中間管理権取得計画

- ①国の積算に基づき、平成26年度は 1,100haの借入れを計上。
- ②初年度は市町村への面積を配分はせず、地域協議会を通じて取り組みを固めて行くこととする。
- ③地域の特性によりモデル市町村を設定する。

ア 滞留を防ぎ、大規模稲作経営等担い手の分散錯圖を解消する地区。

(米子市箕蚊屋、集落営農開始地区等)

イ 農地が集まりやすい地区。(江府町、境港市、中山間等)

ウ 特産品のある園芸地帯。(大山町、琴浦町、北栄町、アグリスタート研修生等)

3. 特例事業【予算額 2,217 千円（1,917 千円 国庫補助、300 千円 県単独補助）】

機構が平成26年度より新規に扱う貸借は全て農地中間管理事業で行うこととなり、売買については、農業経営基盤強化促進法を改正のうえ特例事業として位置づけられ、農地中間管理事業と連携した事業として実施する。

県所有干拓農地の売買についても特例事業を活用し円滑に進めるとともに、干拓農地全体の耕作放棄地解消及び発生防止のため、新規就農者や大型農家への農地集積を進める。

また、機構が中間保有する農地において、アグリスタート研修生が実践研修を行う場合、発生する経費を補助し就農を支援する。

なお、25年度以前(旧合理化事業)に借入れし、担い手農家へ転貸している事案は、特例事業の業務費を活用し業務を実施する。

(1) 特例事業業務費【予算額 1,059 千円(759 千円 国 6/10、県 4/10、300 千円 県 10/10)】

- ① 農地等の売買及び平成25年度以前に借入れし、担い手農家へ転貸している農地の管理は、登記費用、諸税、手数料等の事務費について、国と県の補助を受け事業を実施する。
- ② 国庫事業の対象とならない経費について、県単独の助成を受け事業を実施する。

ア 買入・売渡事業

i) 国庫事業(全国協会の無利息融資資金で対応。)

人・農地プランに位置づけられた中心経営体が売買により農地集積を行う場合の支援。

ii) 単独事業(県信連より農地買入資金を借入れ対応。借入利息は農家負担。)

国庫事業に該当しない農家が、売買により農地集積を行う場合の支援。

区 分		件数	面積(ha)	土地代金 (千円)	備考	
国庫事業 (全国協会 借入資金)	買入	26 計画 (25 計画)	10 (15)	2.5 (7.0)	10,000 (13,000)	数値は過去実績を基に積算 ①倉吉市(真栄) 1.5ha 3,000 千円 ②干拓地(門脇) 0.3ha 2,250 千円
	売渡	26 計画 (25 計画)	7 (10)	1.0 (2.5)	7,070 (8,585)	
単独事業 (県信連借 入資金)	買入	26 計画 (25 計画)	10 (15)	3.0 (3.0)	18,000 (15,000)	数値は過去実績を基に積算。 ①米子市(中山) 0.3ha 3,000 千円 ②干拓地(高橋) 0.6ha 4,500 千円
	売渡	26 計画 (25 計画)	8 (10)	2.4 (3.0)	15,000 (16,000)	
合計	買入	26 計画 (25 計画)	20 (30)	5.5 (10.0)	28,000 (28,000)	
	売渡	26 計画 (25 計画)	15 (20)	3.4 (5.5)	21,070 (24,585)	

※売渡し先が明確になった事案を取り扱うこととしている。

イ 借入・貸付事業

平成25年度以前に機構が借入れし、担い手農家へ転貸している農地の契約期間満了までの間の管理を行う。なお、平成26年度以降の貸借は、農地中間管理事業で実施する。

i) 国庫事業(賃借料一括前払は全国協会の無利息融資資金で対応した。)

耕作農地が1ha以上団地形成するよう、認定農業者が6年以上の貸借により農地集積を行う場合の支援。

ii) 単独事業

国庫事業に該当しない場合で、機構の事業介入が必要な場合に実施。

支払方法	区分	件数		面積 (ha)	賃借料 (千円)	備考	
		借入	貸付				
国庫事業	一括前払	26計画	13	32	143.6	4,325	出し手に対し機構が借地料を一括して前払いをした貸借。
		(25計画)	(26)	(39)	(147.5)	(4,685)	
単独事業	年払	26計画	303	138	198.5	11,777	広域で農地集積を行う岡野農場や国営造成地での支援が中心。
		(25計画)	(375)	(173)	(200.2)	(13,316)	
単独事業	年払	26計画	78	57	53.6	2,561	アグリ研修生の就農地確保。干拓地内農地の権利移動を支援。
		(25計画)	(73)	(44)	(44.5)	(2,412)	
	年払の合計	26計画	381	195	252.1	14,338	
		25計画	(448)	(217)	(244.7)	(15,728)	
	総計	26計画	394	227	395.7	18,663	
		25計画	(474)	(256)	(392.2)	(20,413)	

ウ 農作業受託料金融事業

経営規模の拡大と資本整備の強化を図るため、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が基幹的3作業を新たに受託する場合、受託料相当額の最大5年分を無利子で貸し付ける。

資金は全国協会の無利息融資資金で対応する。

区分	件数	面積(ha)	貸付金額(千円)	備考
26計画	1	16.6	25,000	(有)グリーンファーム
(25計画)	(1)	(7.1)	(10,000)	

(2) 機構保有地活用研修事業 【予算額 1,158 千円 国 1/2、県 1/2】

ア 制度の目的

機構が農地中間管理事業で借入れ又は、特例事業で買入れた農地を活用して、アグリスタート研修生の実践的な研修を行い、研修生の就農と自立を支援する。

イ 制度の内容

- ①アグリ研修生が研修後に就農を予定する農地をあらかじめ機構が中間保有し、研修生は機構の従業員として当該農地を利用し実践研修を実施する。
- ②実践研修に必要な種苗代、薬剤費、肥料費、施設・機械の借入料、労賃等の生産経費は機構が負担する。
- ③実践研修の生産物は機構が販売し、かかった生産経費から販売収入を差し引いた額が赤字となった場合に、国と県より助成を受ける。

ウ 26 年度実施計画

①国庫事業(農地継承円滑化事業を活用)

実践研修の生産物は機構が販売し、かかった生産経費から販売収入を差し引いた額が赤字となった場合に、国と県より助成を受ける。(農地継承円滑化事業を活用)

②機構単独事業

研修期間中に発生する研修費は機構が立て替え、研修終了後、研修生の負担によって精算する。

区分	研修生	作目・面積 (a)	生産費 (千円)	生産物収入 (千円)	国助成金額 (千円)	県助成額 (千円)
国庫 事業	7 期生 1 名	春ねぎ 20a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ	1,158.0	0	579.0	579.0
単独 事業	山根	スイカ 10a	357.8	—	—	—
	白水	ブドウ 14a	364.9	—	—	—
		白ネギ 5a	587.0	—	—	—
	6 期生分計		1,309.7	—	—	—
	7 期生 3 名	春ねぎ 20a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ	3,468.6	—	—	—
単独事業合計		4,778.3	—	—	—	
総 計			5,936.3	0	579.0	579.0

Ⅲ 中海干拓農地に関すること

1. 基本的な方針

- (1) 中海干拓農地の県所有地 24.2ha の管理を、県より委託を受け実施する。
- (2) 平成26年度より中海干拓農地の貸借についても、県知事が策定する基本方針に従い、農地中間管理事業で行い、売買については、改正農業経営基盤法に位置づけられる特例事業により実施する。

2. 県有中海干拓農地の維持管理(委託) 【 予算額 2,880 千円 県単独補助 】

県有中海干拓農地の維持管理を県より委託を受けて行う。

区 分	内 容	予算額 (千円)	備 考
県有農地管理費	県有農地 24.1ha の管理 草刈り等	2,458	①人件費 1,568 千円 (4名・0.4人役) ②草刈り等 890 千円
農地再生補完整備費	新規参入者に対する小規模 な修繕・補修	422	
合 計		2,880	

3. 販売・利用促進対策(補助)

【 予算額 4,858 千円 (3,739 千円 県単独補助、1,119 千円 機構単独) 】

中海干拓農地の利活用促進を促進する。

区 分	内 容	予算額 (千円)	備 考
利活用促進活動費	農地・農家情報の収集及び 権利調整	4,519	①人件費 4,178 千円 (6名・1.1人役) ②業務費 341 千円
PR資料作成費	印刷製本等 PR 費用	300	印刷製本、案内板設置 CATV 番組放送
賃借料助成	賃借料の 1/2 を助成	39	彦名 30a、弓浜 30a
合 計		4,858	

4. 中海干拓農地の貸借 【事業計画は農地中間管理事業へ計上】

(1) 県有干拓農地の貸付け

区 分		貸付件数	貸付面積 (ha)	賃借料 (千円)	県保有地面積 (ha)	備 考
弓浜 工区	26 計画	8	12.7	1,020	13.0	作付け条件不利地等を除外し積算
	25 計画	(8)	(12.3)	(984)		
彦名 工区	26 計画	8	6.9	348	11.5	作付け条件不利地等を除外し積算
	25 計画	(8)	(5.4)	(270)		
合計	26 計画	16	19.6	1,368	24.5	
	25 計画	(16)	(17.7)	(1,254)		

※ 未貸付け農地については除草等の維持管理に努める。

(2) 売却済干拓農地の賃貸借

農家所有の農地について、中海干拓地全体の分散錯圃の解消と担い手農家の生産コスト削減を図る。

区 分		借入件数	貸付件数	貸付面積 (ha)	賃借料 (千円)	備 考
弓浜 工区	26 計画	2	2	1.5	120	山口案件 1.2ha
	25 実施	(-)	(-)	(1.5)	(120)	
彦名 工区	26 計画	2	2	3.9	195	山口案件 3.3ha
	25 実施	(-)	(-)	(1.5)	(75)	
合計	26 計画	4	4	5.4	315	
	25 実施	(-)	(-)	(3.0)	(195)	

5. 中海干拓農地の売買 【事業計画は特例事業へ計上】

県の方針に従い、県所有中海干拓農地の売渡しを行い担い手への農地集積を円滑化を進める。

区 分	平成24年度(実績)		平成25年度(実績)		平成26年度(計画)		
	区画数	面積(ha)	区画数	面積(ha)	区画数	面積(ha)	金額(千円)
彦名工区	排水改良工事(調査・試験)		排水改良工事		-	-	-
弓浜工区	1	0.3	1	0.3	1	0.3	2,250

※ 彦名工区は 25 年度で排水改良工事が完了。県で販売価格等決定後売渡しの公募を実施。

IV 担い手育成に関すること

1. 基本的な方針

- (1) 就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する専門機関として、これまで培ったノウハウを維持しつつ、各市町村における担い手育成方針とタイアップし、地域農業の将来設計図である「人・農地プラン」を踏まえた業務展開を図る。
- (2) 難易度の高い担い手支援業務に共に携わる市町村、JA、農業改良普及所、農業大学校等の関係機関との連携と情報共有化に努めるとともに、県全体の担い手支援スキルのボトムアップをリードする役割を担う。
- (3) 指導農業士は、優れた技術と経営ノウハウを有し、各地域で農業農村の振興、新規就農者の育成等の面で指導的役割を果たしていることから、機構業務との連携を強化し、県関係機関との認識の共有化を進める。
- (4) 農地中間管理事業との一体的な運営によって、担い手育成業務を推進する。

2. 就農相談活動 【 予算額 農地・担い手業務推進受託費へ計上 】

新規就農者の確保・育成のため、就農希望者が円滑に就農できるよう相談窓口を設置し、就農情報や研修機会の情報提供を行う。

(1) 就農啓発相談会の開催

- ① 就農相談員2名を設置し、就農相談活動を実施する。

視察会への参加、農大や各種研修への参加等の進路を指導

- ② 後継者の確保を具体的に希望する地域、組織等からの提案に基づき、新規就農者を募る相談会(提案型相談会)を実施する。

	県外		県内		合計		25年度 実施
		うち 提案型		うち 提案型		うち 提案型	
相談会開催計画	10回	3回	20回	3回	30回	6回	30回
相談・指導人員見積	150人	30人	200人	30人	350人	60人	300人

(2) プレ視察研修・体験の推進

① 就農情報の発信

- (ア) 情報誌等への就農情報の掲載及びチラシの作成
- (イ) 就農支援PRパンフレット、新規就農事例集の作成

②農業視察研修会の開催 … 就農希望者を対象に県内農家への日帰農場視察の実施

(ア)県委託事業により年3回(東・中・西で各1回)実施

H25年度:年3回(東・中・西で各1回)実施

- ・日帰りでマイクロバス使用
- ・参加人数:1回当たり20名
- ・3～5農場を視察
- ・有料

3. 新規就農者等研修事業

(1) 鳥取へ IJU！アグリスタート研修事業 【 予算額 57,510 千円（県 10/10） 】

ア 県内での就農希望者を農業研修生として機構が雇用し、先進農家を受入先とした実践技術、経営ノウハウ習得のための実践現地研修を実施することにより、円滑な新規就農者の確保、早期育成を図る。

- ① H25 年度においては、「アグリスタート研修受入農家との意見交換会」を東・中・西部で開催し受入農家との連携を深めるとともに、制度改善点の確認につながった。
- ② H26 年度には集合研修講師のラインナップを固め、レベル向上を図る。

イ 第8期研修(H27 年 2 月開始予定)からは、トライアル研修期間を2ヶ月間から5ヶ月間に延長する。
(理由)

- ① 研修生の本質を2ヶ月で見極めることは非常に困難。
- ② 農閑期と農繁期を通じた期間の中で、総合的に農業の資質・適性(人間性、地域との調和、作業センス等)を判断することが必要。

<平成 26 年4月1日～平成 27 年3月 31 日の研修計画>

研修期		研修生枠	研修期間	H26 年度 研修月数
第6期生	追加研修	3名	H26 年 2 月～7 月 (2名)	4ヶ月
			H26 年 2 月～10 月(1名)	7ヶ月
第7期生	本格研修	18名	H26 年 4 月～H27 年 1 月	10ヶ月
	追加研修	10名	H27 年 2 月～H28 年 1 月(最長)	2ヶ月
第8期生	トライアル研修	20名	H27 年 2 月～6 月	2ヶ月

※ 独立就農者数(累計)の見込み

	H26 年 2 月 (6 期終了時)	H27 年 2 月 (7 期終了時)	H28 年 2 月 (8 期終了時)
研修修了者	76名	94名	114名
うち独立就農者	59名	77名	97名

No.	項目	内 容	予算額
1	研修生への手当て	<p>研修生雇用支援事業</p> <p><1人当りの事業費> ※本格研修及び追加研修</p> <p>ア 給 与 117,000 円/月</p> <p>イ 住居手当等(上限) 33,000 円/月</p> <p>ウ 労働保険、社会保険 24,386 円/月</p>	47,026 千円 (県 10/10)
2	受入の農場研修指導員の設置	<p>研修指導員設置事業</p> <p>先進農家等の受入先に「研修指導員」を設置し、農業研修生の農業技術習得のための体制を整える。</p> <p>受入農場研修指導員への謝金 定額 40,000 円/人/月</p> <p>○ 受入農場のリストアップ・情報交換・カリキュラムの標準化を推進する。</p>	10,200 千円 (県 10/10)
3	農大研修の実施	<p>農業大学校サポート研修費助成事業</p> <p>独立して就農、生活していくために必要な知識、ノウハウを得るための集合研修(各受入農場での実践研修の補完)を実施する。</p> <p>ア ウォーミングアップ研修(3泊4日)</p> <p>受入農家での実践研修開始前に、研修・就農に向けた心構えの確認、農業の基礎知識習得を目的に実施</p> <p>イ アグリスタートサポート研修(3回(1泊2日:2回))</p> <p>アグリスタート研修生だけでなく、市町村公社が実施する農業研修制度の研修生も参集し実施</p> <p><主なカリキュラム案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地確保の進め方 ・就農計画作成の進め方 ・経営者セミナー(目標とすべき先輩農家による講話) ・サバイバル料理教室 <p>ウ 大型農業機械研修(講習:5日間、検定)</p>	284 千円 (県 10/10)
合 計			57,510 千円
4	研修推進員の設置	<p>機構に研修推進員2名を配置し、研修生に寄り添いながら研修の課題解決、関係機関とのコーディネートを実施する。</p> <p>ア 受入農家、関係機関との調整</p> <p>イ 研修実施上の課題把握</p> <p>ウ 研修カリキュラム全体の企画立案</p> <p>エ 集合研修の運営</p>	農地・担い手業務 推進受託費へ計上

(2) 鎌、鋤等技能の基礎研修 【予算額 50 千円(機構単独)】

農作業のために必須となる技能の訓練を行う。

- ア 年1回(農試・農大・園試・弓浜分場などから選定) ※25年度2回実施
- イ 26年度(7期研修)以降は、原則受入農家での必修研修とし、経営品目によって対応困難な場合に限り、機構が該当研修生を参集し実施することとする。
- ウ 技能の例
 - i) 鎌の研ぎ方・使い方 ・畝立の実習 ・ロープの結び方
 - ii) 草刈機の保守・点検・安全な使い方等

4. 就農支援資金貸付事業

(1) 就農支援資金免除事業 【予算額 3,049 千円(県 10/10)】

平成21年度までに就農支援資金(うち研修資金のみ)を借受け、一定期間就農した者の償還金を猶予及び免除する。

○ 事業対象者 猶予対象者24名、免除対象者33名

区分	支払を猶予する額	対象者 (人)	金額 (千円)
H14 年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の全額	8	240
H15 年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の8割相当額	15	716
H16 年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の7割相当額	14	1,239
H17 年度から平成19年度までに借り受けた研修資金	研修目的に使用した経費(宿泊先の確保が必要な場合は、宿泊経費(食事代は除く)を含む。)とし、上限は次のとおりとする。 1 鳥取県就農促進方針第3の4(1)から(3)までにおける研修にあっては10万円に研修月数を乗じた額を10で除した額 2 改良普及員等による指導研修にあっては、借入額の2分の1の額を10で除した額	15	794
H20 年度から H21 年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の5割相当額	2	60
	計	(延べ) 54	3,049

(2)既貸付債権の管理

償還金の収納及び県への償還に関する事務を行う。

5. 青年就農給付金(準備型)給付業務 【予算額 61,063 千円(国 10/10)】

- ①県が認める研修機関(農地利用集積円滑化団体)又は農大で研修を受ける農業研修生(就農予定が45歳未満に限る)に対し、機構が給付機関として、研修期間中年間150万円を最長2年間給付する。
- ②H26より、研修機関として新たに先進農家を追加。親元就農予定者を対象とした先進農家での研修についても給付対象とする。
- ③H26より、給付事務及びフォローアップ業務、その他機構単独事業の事務補助員として、非常勤職員1名を設置する。

	人数	金額(千円)
H24年度給付実績	17名	24,750
H25年度給付実績	19名	22,500
H26年度給付計画	40名	60,000
うち先進農家研修	20名	30,000

◎青年就農給付金(準備型)の給付要件

≪給付額≫

150万円/年 [給付期間] 就農前の研修期間(最長2年間)

≪給付の対象≫

鳥取県が指定する研修機関又は鳥取県立農業大学校において、概ね1年以上の研修を受ける者

≪給付にあたっての主な要件≫

- ①原則として就農予定時の年齢が45歳未満の者
- ②研修終了後1年以内に独立就農、又は農業法人・農家に雇用され、一定期間営農を継続することが確実な者(※)
- ③常勤の雇用契約を締結していないこと(アグリスタート研修生は対象外)
- ④生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複需給でないこと

(※)給付金返還

- ア) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
研修終了後1年以内に独立・自営の営農開始、又は農業法人・農家との常勤雇用契約のいずれも行わなかった場合
- イ) 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しなかった場合
- ウ) 適切な研修を行っていない場合

6. 初期営農農機具等支援事業 新 【予算額 11,340 千円(機構単独)】

(1)アグリスタート研修生等の就農時における負担軽減と、営農開始初期の不安定な経営を直接するサポートことを目的に、中古農業機械・施設等を譲り受け、希望者へ譲渡又は貸与する。

(2)県においても、園芸品目における施設整備のコスト低減化について、重点プロジェクトとして取り組まれる方針。空きハウスの情報収集・調査が実施される予定もあることから、県との連携を図りながら事業展開していく。

<対象とする機械・施設等>

- ①動力を有する農機具等(トラクター、管理機、コンプレッサー、動力噴霧器、草刈機 等)
- ②農業用施設(パイプハウス、ユニットハウス 等)
- ③農具備品類(育苗トレイ、鍬、鎌 等)

H26 取扱予定	取扱件数	想定額 (千円)
トラクター	買入:2 台	600(買入) 100(修繕)
	売渡:1 台	350(売渡)
	貸付:1 台	—
管理機	買入:2 台	120(買入) 20(修繕)
	売渡:2 台	140
パイプハウス	買入:6 棟	3,000(買入) 7,500(修繕)
	売渡:6 棟	10,500
買取・修繕想定額 計		11,340

7. 組織活動促進事業

(1)青年農業者等研究活動支援事業 新 【予算額 526 千円(機構単独)】

青年が経営における課題を解決するため、自主的に行う研究活動に要する経費を助成する。

- ア 対象者:申請に基づいて審査会により決定(就農後5年以内の者を公募)
- イ 助成者数:年間 10 名
- ウ 助成金額:5万円/人
- エ その他:成果発表会及び表彰を実施

(2) 農村青年会議活動促進事業 【予算額 350 千円(機構単独)】

事業実施主体	農村青年会議等		
事業内容	補助率	上限額	
ア 農業青年のつどいの開催 イ 研修会の開催	定額	1 鳥取県農村青年会議連絡協議会 150千円 2 地区農村青年会議連絡協議会 (中部農村青年連合・米子地区農村青年会議連絡協議会) 100千円×2地区	

(3) 新規就農者グループ活動促進事業 【予算額 100 千円(機構単独)】

アグリスタート研修を終了した研修生等、新規に就農した者がグループを形成して、就農後の情報交換や資質の向上を図る活動等に対して、一定の期間、定額の活動費を助成する。

- ア 対象グループ：申請に基づいて決定
- イ 助成グループ数：年間2グループ
- ウ 助成の金額：5万円/1グループ
- エ その他：会合には原則として機構の職員が出席し、グループ員の状況を把握するとともに、継続的な指導に資するものとする。

<これまでの助成実績>

	助成グループの名称	助成額
H23年度	米子市彦名干拓地営農組合 担い手部会(米子市)	50 千円
H24年度	とっとりふるさと就農舎同窓会(鳥取市)	50 千円
	会見農村青年会議(南部町)	50 千円

(4) 担い手グループとの連絡調整活動 【予算額 50 千円(機構単独)】

- ①機構西部支所は、23年度から西部水田経営者会議(20農場)に加入し、機構の実施する農地保有合理化事業の紹介を行うとともに、個別農場の現状やニーズを把握して業務の推進に資することとしている。
- ②24年度からは、鳥取県農業法人協会(会長は真栄農産、会員数14法人)に加入して、大規模経営体に対する農地集積等への協力や支援を行うとともに、経営状況やニーズを把握して業務の推進を図っている。

このように、機構職員が多様なグループ活動に参加し、業務を推進するための経費を計上する。

8. 担い手支援スキルアップ研修事業

(1) 農業農村担い手育成研修会開催事業【予算額 100 千円(機構単独)】

ア 担い手支援における現場の課題を共有しつつ、難易度の高い業務への対応能力向上を図るため、熱意ある関係機関有志を対象に「農業農村担い手育成研修会」を開催する。

イ H25 には鳥取県農業士連絡協議会及び鳥取県農業会議に後援いただき、以下のとおり試行した。

<試行の概要>

- ① 開催日：平成25年9月4日～5日
- ② 会場：ゆきんこ村四季彩(日野郡日南町下阿毘縁)
- ③ 参加者：60名(県経営支援課、普及所、農林局農業振興課、農林総合研究所、農業大学校、園試日南試験地、JA、市町村、農業高校 等)
- ④ 内容
 - i) 基調講演
 - a 担い手育成の最前線(担い手育成機構 上場理事長)
 - b 外部人材を活用した地域づくりの取組み(鳥根県中山間地域研究センター 藤山研究統括官)
 - c 担い手育成の「勘所」(鳥取県農業会議 川上会長)
 - ii) 分科会
 - a 大規模経営体との関わり
 - b 集落営農 これからの方向性
 - c 新規就農者への支援
 - d 中山間地域の農業・農村維持

<H26 年度の計画>

- ① 開催予定時期：9月上旬
- ② 開催予定場所：大山町(大山寺)
- ③ 参加予定人数：約60名
- ④ 開催テーマ「農地中間管理事業と担い手育成の一体的推進」

(2) カウンセリングスキル習得研修開催事業 **新**【予算額 150 千円(機構単独)】

① 特殊事情を抱えるアグリスタート研修生、就農相談者等に対し適切に対応するにあたり、カウンセリングのノウハウを習得するために、職員研修として実施する。

② 市町村等関係機関職員も参集範囲として開催することとする。

9. 指導農業士との連携事業 【予算額 50 千円(機構単独)】

<具体的な連携事業>

- ①機構職員が県下の指導農業士75名を訪問巡回し、アグリスタート研修生の受入に関する意向、可能性を確認する。
- ②アグリスタート研修生を地域で支える仕組みづくりに向けて、指導、協力を依頼する。
- ③地域農業の後継者、人材育成の観点から、新規参入者への支援と併せ、親元就農支援のあり方、新たな制度化等について助言、提言を求める。
- ④農業士連絡協議会の活動助成を実施する(助成額:50 千円)。